

令和5年 第7回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年7月25日（火） 午後1時28分～午後2時29分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （16人）

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 安中市農地利用最適化推進委員の選任について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第7回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・16番伏田再子委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年6月26日開催の第6回総会で許可相当議決案件、農地法第4条関係が3件、第5条関係18件につきましては、令和5年7月18日付で許可書を送付しました。
現況証明の6月分取扱いについてですが、3件、3筆の申請があり、転用許可を目的どおり使用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。
群馬県農業会議の第4回常設審議委員会が7月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。
報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和5年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法3条の申請は、議案書1ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。
4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の3番でございます。この案件は、新規就農ということであります。トラクターとか機械、農機具の所有は、〇〇が全部持っており、〇〇のお手伝いではないのですけれども、共同で作業するというようになっておりますので、問題ないかと考えておりますので、よろしくご審議の参考にしてください。
以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。ここは、この本人の宅地のすぐ隣の畑で、本人がいたのでちょっと伺ったところ、土地つきで中古住宅を買った。〇〇が野菜の栽培をしたいということで農地で作るということで購入したらしいです。今回、それで申請書を提出という形らしいので、特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法第3条のうちの5、6、7、8が該当します。それで、5番、6番ですが、かなり広い、緩い傾斜の畑ですが、周りはほとんど何も作っていないということで、特に問題ないかと思ひます。

7番、8番のところですが、これは三角形の畑ですが、隣が梅の放棄地になっていまして、その下側は、県道とこの該当地の間は既に道を挟んで両側、営農型の太陽光がもう既に設置されておひります。そういったようなところで、特に問題ないかと思ひます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法3条関係の1番です。この申請の譲受人は〇〇です。先月もカボチャづくりの土地の所有権移転のために3条申請がされておひります。昨年の7月、登録空き家住宅に付随する農地の取得に合わせまして、先月の分と今回の分を合わせますと、合計で7筆4,000平米ほどになります。7筆はそれぞれ隣接しておひらして、集中した形になっておひらして、一体管理ができる状態になっておひります。全体の3分の1ほど梅の古木が占めておひらして、抜根してカボチャづくりに専念するという気概を持ておひります。しばらくの間、取組について見守っていきたいと思ておひります。そういうことで、参考にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかに。

1番。

1番委員 1番です。農地法3条の規定の申請の4番です。7月20日に現地調査を班長さんと確認をしていただきました。特に問題はないと思ひますので、ご審議をお願ひをいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思いをします。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いをしますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に5番から9番の5件、2班に3番と4番の2件、3班に1番と2番の2件、以上合計9件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いをします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の1番です。これは、周りがもう住宅化も進んでいる土地で、まして一度許可の出ているところでありまして、畑でありまして、問題ないかと思われまいますので、よろしくお願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと

思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、7月20日に実施しました申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電案件に係る5条申請4件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見られませんので、その旨を報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の11件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 議案第3号、農地法第5条の2、3、4です。2番ですが、これは3種農地で、周りにはもう住宅化が進んでいる場所で問題ないかと思います。

あと、3と4番です。これはすぐ隣り合わせのところになるのですけれども、東側は高いところに道がありまして、北も道で南は川で、田んぼなのですけれども、これも問題ないかと思われまます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の8番です。この土地は、道路沿いの周りも住宅に囲まれている土地でして、以前、近くの工場の駐車場として使わ

れていた土地で、特に問題ないと思われれます。どうぞよろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 議案第3号、農地法第5条のうちの6番と7番です。先ほどの議案第1号で出ていたところですが、特に私、現地へ行ってちょっと心配したのは、この2か所のうちの7番の三角形のところの農地ですが、これは先ほども説明したとおり、県道との間に既に営農型の太陽光発電が2か所、道を挟んで両側にありますが、この間のところが薄いコンクリートの舗装、10cmから15cmぐらいの簡易的な舗装道路があるのですが、これを上ってきて、多分この作業をされると思うのですが、もう既にこのコンクリート舗装は割れてしまっています。だから、重量物が通っているのです。ブルドーザーとかバックホーだか分かりませんが、かなりの重量物が通って、既に舗装は割れてしまっています。該当するこの三角形の畑、また多少の造成を加えて、比較的フラットな形で営農型の太陽光のこの施設を設置すると思うのですが、重量物が上ってくるので、この県道から上ってくる道がますますズタズタになる可能性があります。近年、降雨強度が高い雨量が線状降水帯等伴って発生しているところが多いので、降雨の多い日には、この道路が流れてしまうと思うのです。だから、そういうところが心配です。

それと、あと、この図面で行きますと、東側が地区の境界になっていますが、これもコンクリート舗装、かなり簡易的なものがなされています。それで、造成を加えるときに、もう既にコンクリート舗装道路の該当地区側は洗掘されて、部分的に浮いています、この道路が。だから、こういうところを造成するとき、ぎりぎりまでやると、このコンクリート舗装の道路が壊れると思うので、載っからなくても自然に壊れていく、そういう心配があります。ですから、地元とのトラブルないように、私自身も施工状況をよく観察していきたいと思えます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の10番です。この土地は、〇〇をずっと上って行って上り詰まりといいますか、これ以上は行けないという場所なのですけれども、この譲受人は北東に隣接したところに住んでいますので、特に

問題ないかなと思いました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、5 条関係の 1 番です。これにつきましては、賃貸借していた土地を取得しようと思ひまして、調べたところ、登記簿上農地であったということで、現状に合うように是正した上で取得したいということで、今回の申請になっています。特に問題ないと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法 5 条申請の 9 番、この 9 番は、先月の総会で 5 条の 1 4 番の申請がありまして、その申請の隣の田んぼというか畑になります。耕作放棄地が広がってしまひて、特に問題はないと思ひます。〇〇の入り口の下のほうになります。特に問題はないと思ひますので、よろしく願ひをいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。農地法第 5 条の 5 番です。こちらは、先日皆さんで現地確認をしていただいたところですが、周辺は既に宅地化の進んでいる地域であり、周辺農地への影響はないと考えられます。
続きまして、1 1 番ですが、こちらもやはり周辺は宅地化が進んでいて、周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議の参考にお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 6 番、7 番の 2 件、2 班に 1 番から 5 番の 5 件、3 班

に8番から11番の4件、以上合計11件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:59)

(書類審査)

(再開午後 2:19)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案内容に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。その前に副班長の報告をお願いします。

1班班長 副班長につきましては、8番委員の眞砂さんに副班長をお願いしました。

8番委員 よろしくをお願いします。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から9番の5件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているので、許可相当であります。

ただし、5番から8番、この案件につきましては、15番委員からお話がありましたとおり、道路の状況が懸念されますので、引き続き15番委員さんには観察お願いしたいと思います。

以上です。

議長 分かりました。

2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番、2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。
これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
これより議案第1号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番と7番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示し

たとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から11番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書5ページ記載の2件です。改定前の農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任について。

令和5年7月14日付けで安中市農業委員会等候補者審査委員会より、下記のとおり選出したので審議のうえ議決願いたい。

令和5年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市農地利用最適化推進委員の選任については原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第7回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 2時29分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年7月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

16番委員